

白壁・主税・槿木

都市景観形成地区

景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォーカブル・景観推進課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス：052-972-4485
電子メール：a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市

はじめに

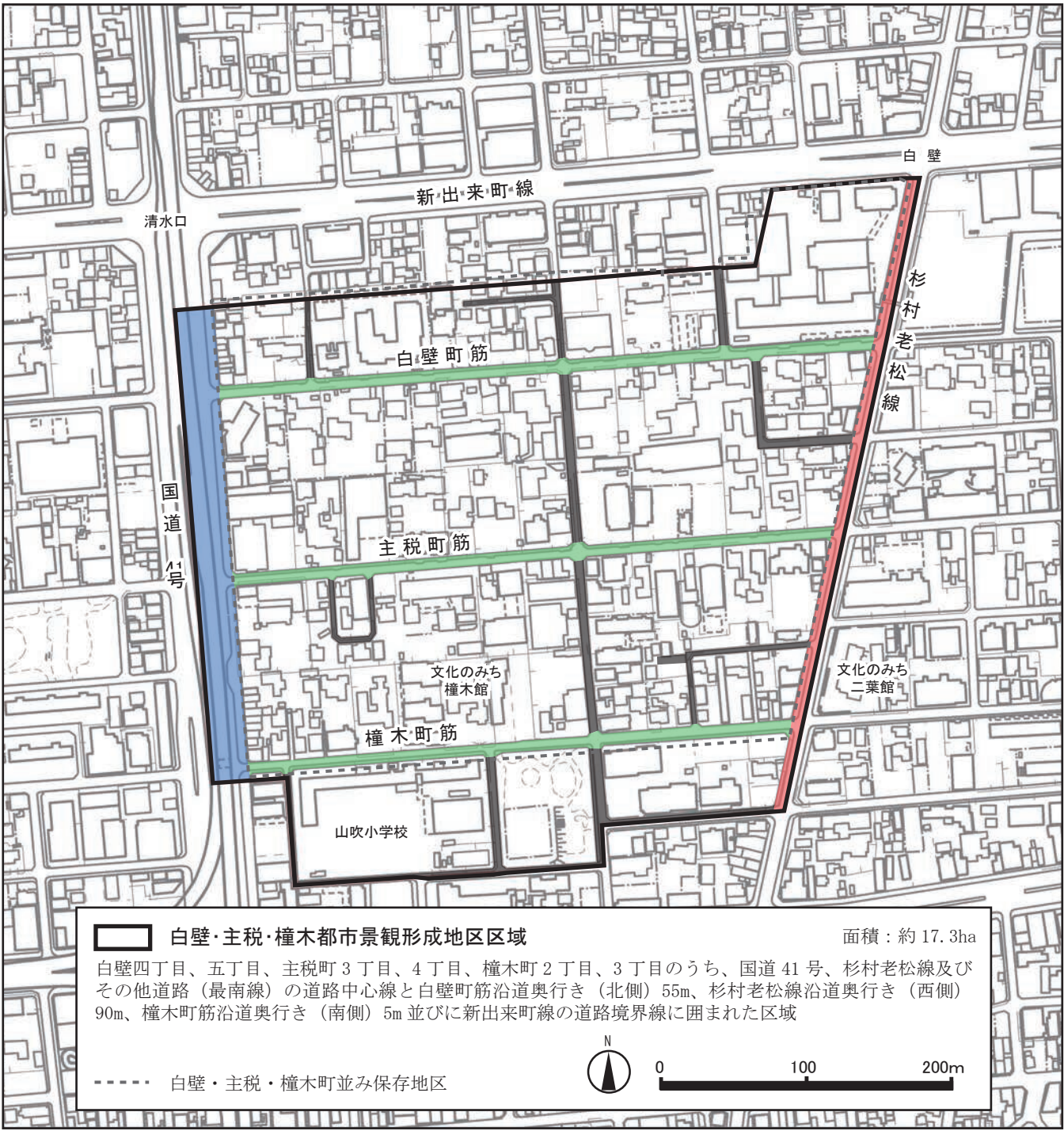
当地区は、名古屋開府以来の武家屋敷の形成に始まり、明治以降の大きな変革を経て、現在は戦前の優れた近代洋風建築や和風建築が多く残る、緑豊かな美しい町並みが形成されています。昭和60年5月には、名古屋市町並み保存要綱に基づき、「白壁・主税・榑木町並み保存地区」に指定し、地域住民と行政が協力しながら、歴史的景観の保全に取り組んでいます。

さらに、景観法*1に基づく名古屋市景観計画*2において特に良好な景観の形成をすすめる地区として「白壁（しらかべ）・主税（ちから）・榑木（しゅもく）都市景観形成地区」へと位置付けることで、より効果的な届出制度が導入され、平成24年3月より、基本方針や景観形成基準に基づき良好な景観を誘導します。

- *1：平成16年6月制定
- *2：平成19年3月策定

基本方針

名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。



- 白壁・主税・榑木都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物の新築や変更などを計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、白壁・主税・榑木地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。

建築物

基本事項

1



建築物は、歴史・文化の香りを感じさせ、緑豊かな周辺の街並みに調和し、質の高い落ち着いたデザインとする。

2



道路から見える外観のデザインについては、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

高さの最高限度

3



商業地域を除く

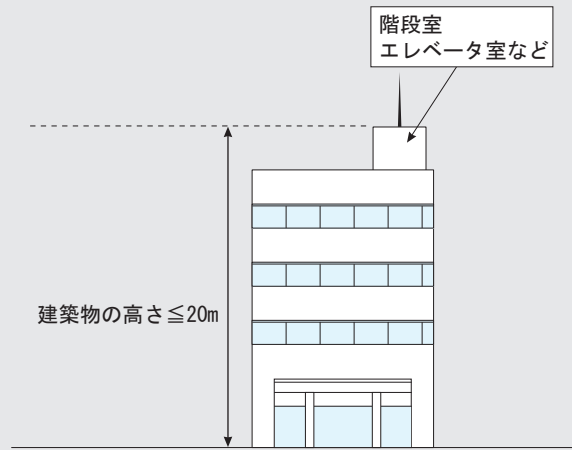
都市計画法上の商業地域を除いて、建築物の高さ（建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。）は20m以下とする。

ただし、この景観形成基準の適用の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物の建築で、やむを得ないと市長が特に認めたものについては、この限りではない。

白壁・主税・槿木地区は、閑静で落ち着いた街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。

中・低層の景観を維持するため、特に目立つ高さの建築物を制限します。

ただし書きの内容については、10ページをご覧ください。



※工作物の高さ（基準20）もご確認ください。

色 彩

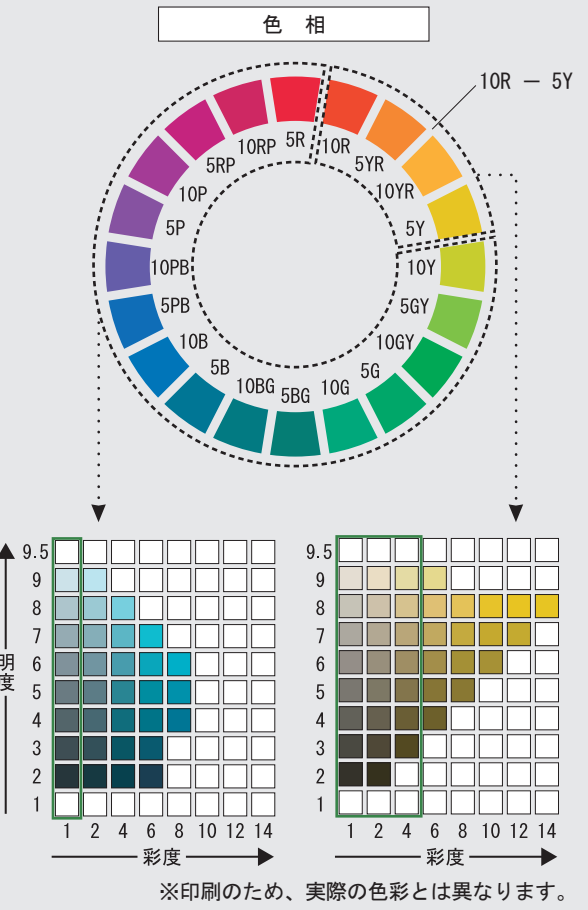
4



外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

以下の色相と彩度を目安として、外観の色彩に配慮してください。

色 相	彩 度
10R ～ 5Y	4以下
上記以外	1以下



また、反射などを考慮し使用する素材などに注意してください。

建築物

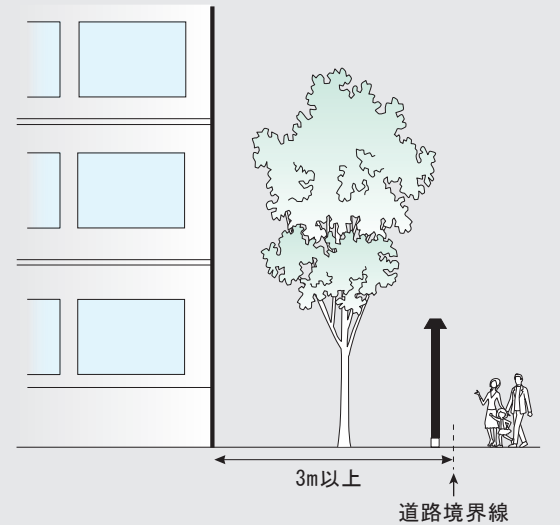
壁面の位置

5

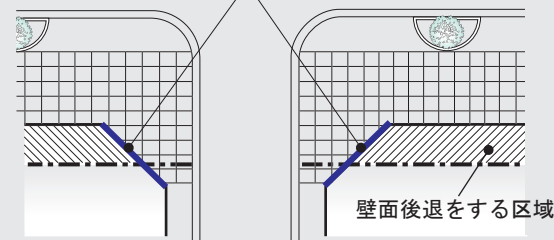
塀の設置や緑化を行い道路（3筋）からの圧迫感を軽減するため、敷地面積が500㎡以上の場合は、道路（3筋）に面する外壁から道路境界線までの距離は、3m以上とする。

ただし、隅切り部分は、同一街区内部における隅切りを除いた道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

道路への圧迫感を軽減したり、連続した塀や緑を設置するための空間を道路に面して確保するよう、壁面後退をしてください。



隅切り部分
道路と道路が交差する敷地の角が
切り取られている部分をいいます。

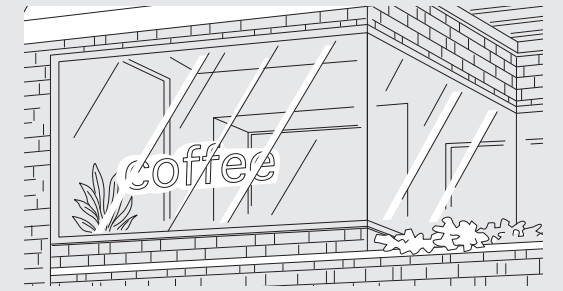


ガラス面内側からの表示

6

建築物のガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

日よけ・雨よけテント

7

日よけ・雨よけテントは、道路（国道41号以外）に直接面して設置しない。

8

テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

シャッターなど

9

建築物、門・塀、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

建築物

駐車場

10



駐車場の出入口は、道路に面する箇所を極力少なくするように設置する。

11



駐車場は、道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

12



立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。

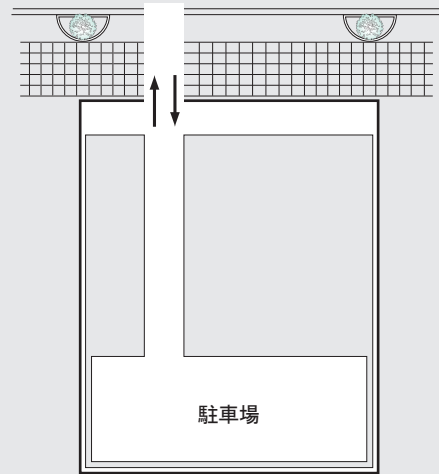
建築設備など

13



電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。

3 杉村老松線
国道41号
その他の道路



屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。
ごみ収集設備などを設置する場合は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

外構

14



道路に面した敷地の外構は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。

15



道路（3筋）境界には、原則として周辺の景観と調和した門・塀などを設置する。塀のかわりに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。

緑化

16



道路沿いなど景観を形成する上で効果的な場所の緑化に努める。また、四季を演出するため、季節感のある植栽に努める。

17



敷地面積が500㎡以上の場合は、既存の緑をできる限り残すとともに、道路（3筋）沿いに中・高木を適切に配置するなど、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。

3 杉村老松線
国道41号
その他の道路

門や塀などが連なる周辺の景観と調和し、街並みの連続性を確保するよう配慮をしてください。



周辺の豊かな緑との連続性を確保するために、道路から見える位置にボリュームのある緑化を行ってください。

景観重要建造物などの周辺

18



景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

地区内には、景観重要建造物、都市景観重要建築物等、伝統的建造物、保存樹など景観の形成上、地域の景観を特徴づける重要な建築物などがありますので、これらの周辺においてはその建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。



文化のみち檀木館（景観重要建造物）

景観形成基準3のただし書きについて

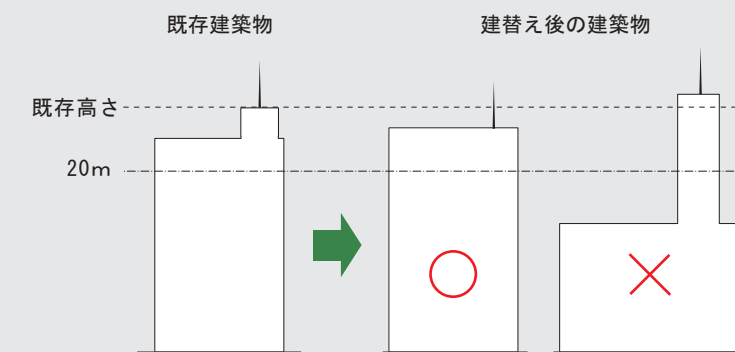
以下の要件を満たすものについては、景観形成基準3のただし書きが適用される可能性があります。
※「高さ」とは、景観形成基準3における高さです。

①対象（基準に適合しなくなる既存建築物の建て替え）

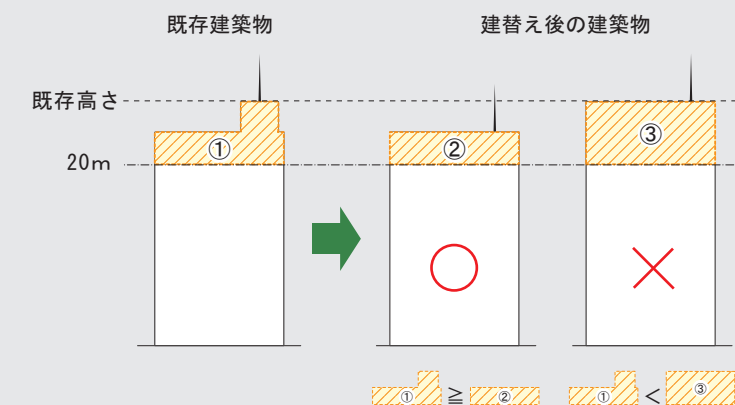
景観形成基準の適用（平成24年3月1日）の際に、現に存在する建築物、または、現に工事中の建築物で、高さが20mを超えるものを建て替える場合

②要件

ア 計画建築物の高さは、適用開始時における高さを超えないこと



イ 計画建築物の4方向の鉛直投影面積（20mを超える部分）は、それぞれ適用開始時の鉛直投影面積（20mを超える部分）を超えないこと



工作物

基本事項

19



工作物は、歴史・文化の香りを感じさせ、緑豊かな周辺の街並みに調和し、質の高い落ち着いたデザインとする。

高さの最高限度

20

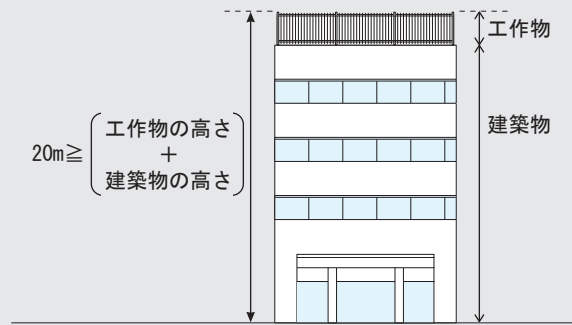


商業地域を除く

都市計画法上の商業地域を除いて、工作物の高さは20m以下とする。（建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、当該建築物の高さとの合計を20m以下とする。）

白壁・主税・檜木地区は、閑静で落ち着いた街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

建築物の高さは、基準3に準じます。



色彩

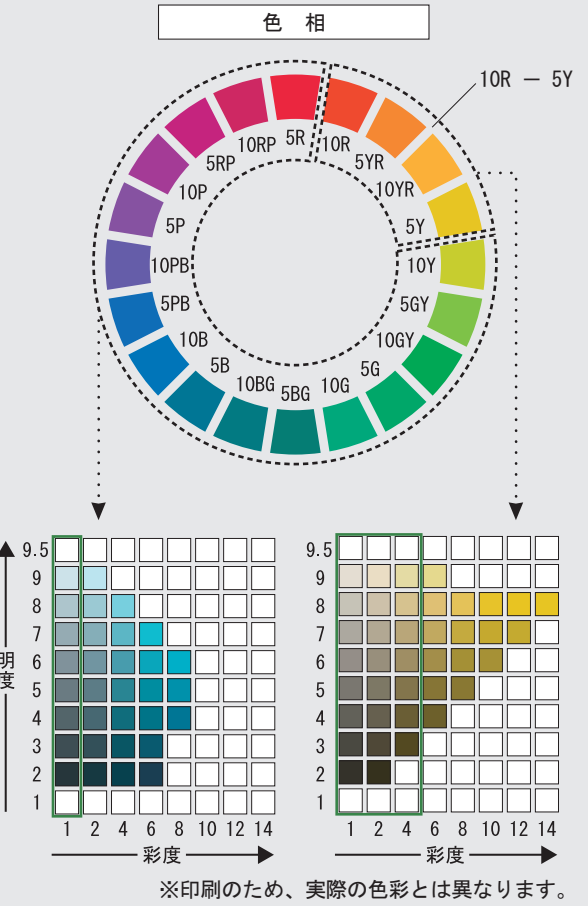
21



外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

以下の色相と彩度を目安として、外観の色彩に配慮してください。

色相	彩度
10R - 5Y	4以下
上記以外	1以下



また、反射などを考慮し使用する素材などに注意してください。

工作物

塀など

22



塀などを設置する場合は、周辺の景観と調和したものとする。塀のかわりに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。

擁壁

23



石積み又は石貼り等、街並みに調和したものとする。

日よけ・雨よけテント

24



日よけ・雨よけテントは、道路（国道41号以外）に直接面して設置しない。

25



テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

門や塀などが連なる周辺の景観と調和し、街並みの連続性を確保するよう配慮をしてください。



駐車場

26



設置する場合は、道路との間に、塀又は生垣を設け景観上の配慮を行う。やむを得ずフェンスなどを使用する場合は、その前面に植栽を行うなど、景観上の配慮を行う。

27



立体駐車場は、周辺の街並みと一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。

28



駐車場の外周には緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路



塀や生垣の設置、外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。

■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■

景観形成基準 | 白壁・主税・檀木地区

工 作 物

工事用の囲い

29

道路に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

自動販売機

30

設置しない。

31

設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

景観重要建造物などの周辺

32

景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

3	杉村老松線	国道41号	その他の道路
---	-------	-------	--------

街並みが殺風景なものとならないよう、配慮してください。

景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。

地区内には、景観重要建造物、都市景観重要建築物等、伝統的建造物、保存樹など景観の形成上、地域の景観を特徴づける重要な建築物などがありますので、これらの周辺においてはその建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。



文化のみち檀木館（景観重要建造物）

その他

33

道路に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

3	杉村老松線	国道41号	その他の道路
---	-------	-------	--------

広告物

37

白抜きの例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。

屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

34



広告物は、地区のイメージを高めるよう質の高い落ち着いたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。

白壁・主税・槿木地区は、閑静で落ち着いた街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

35



広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和するとともに、建築物との調和にも配慮し、秩序ある掲出を行う。

住宅街であることから、広告物については、必要最小限の大きさと数とし、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

36



広告物は、自家用広告物とする。

ただし、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。

自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

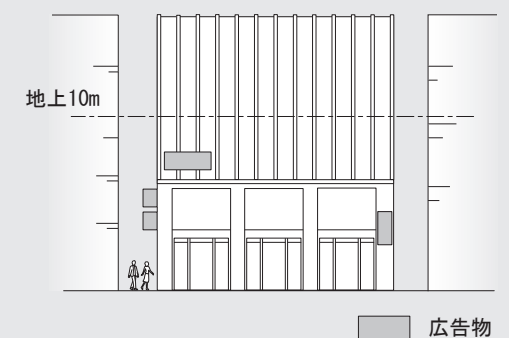
3
筋
杉
村
老
松
線
国
道
41
号
そ
の
他
の
道
路

37



広告物は地上から10mを超えて掲出しない。

ただし、建築物と一体的にデザインされたもので、市長が特に認めた壁面広告については、この限りでない。



3
筋
杉
村
老
松
線
国
道
41
号
そ
の
他
の
道
路

広告物

色彩など（町内会が表示又は設置するものを除く）

38

39

40

41

42

3

杉村老松線

国道41号

その他の道路

町並み保存地区にも指定されていることに配慮し、高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

彩度14を超える色は使用しない。

彩度6を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

低彩度 彩度6まで

高彩度 彩度14まで

1/3未満

SAMPLE

彩度14までの色 1/3未満

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。

高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

また、反射などを考慮し使用する素材などに注意してください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。

コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

43

44

45

3

杉村老松線

国道41号

その他の道路

点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

住宅地であることから、周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置、および映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

広告物

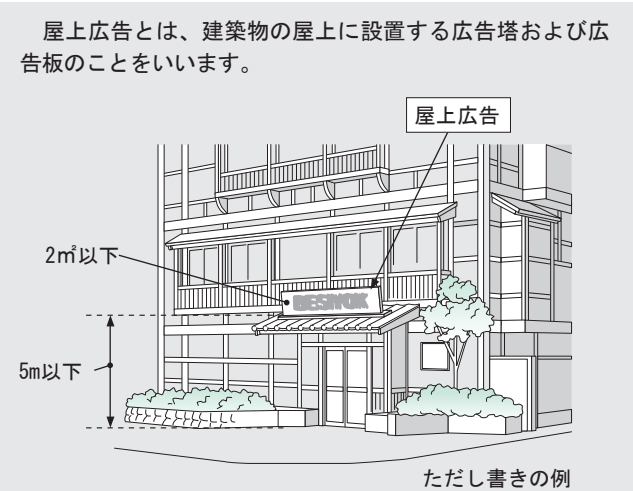
屋上広告

46



屋上広告は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が 2m^2 以下で、下端の高さが 5m 以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



横型のデザインを推奨します。また、骨組み、支柱などの構造体は目立たないように配慮してください。

壁面広告

47



1つの表示面の表示面積は 2m^2 以下とする。

48



窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。



やむを得ず表示する場合の例

3 杉村老松線
国道41号
その他の道路

数量

49



50

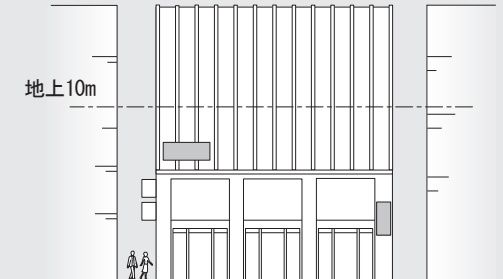


屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき 5m^2 以下とする。
(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)

屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の $1/20$ 以下とする。

ただし、一壁面の面積が 100m^2 未満の建築物については、 5m^2 以下とする。
(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。)

3 杉村老松線
国道41号
その他の道路



●3筋、その他の道路

$$\text{[Sign Area]} + \text{[Wall Area]} \leq 5\text{m}^2$$

●杉村老松線、国道41号

$$\text{[Sign Area]} + \text{[Wall Area]} \leq \text{壁面面積の} 1/20$$

壁面面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含まれます。

広告物

突出広告

51

■ - - ■

道路（杉村老松線及び国道41号以外）
上空に突き出さない。

52

■ ■ ■ ■

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

53

■ ■ ■ ■

1つの表示面の表示面積は、以下のとおりとする。

- ・〔3筋、その他の道路〕 …0.5㎡以下
- ・〔杉村老松線、国道41号〕 …1㎡以下

54

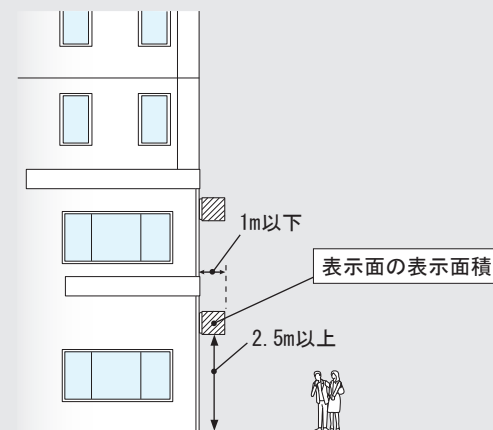
■ ■ ■ ■

下端の高さは2.5m以上とする。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



55

■ ■ ■ ■

一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.5㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

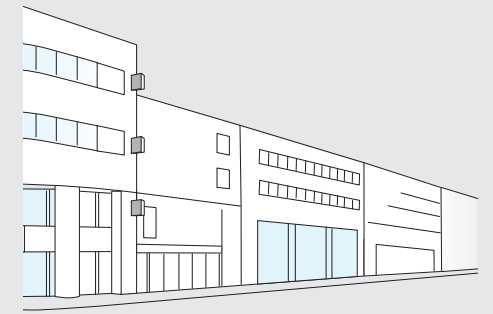
56

■ ■ ■ ■

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

広告物の掲出量は最小限とし、建築物や周辺の街並みとの調和に努めてください。



一列に設置された広告物は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮して下さい。

広告物

地上広告

57



地上からの高さは、6m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

58



道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は8㎡以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

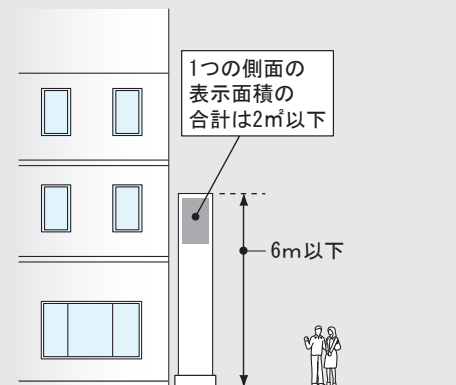
59



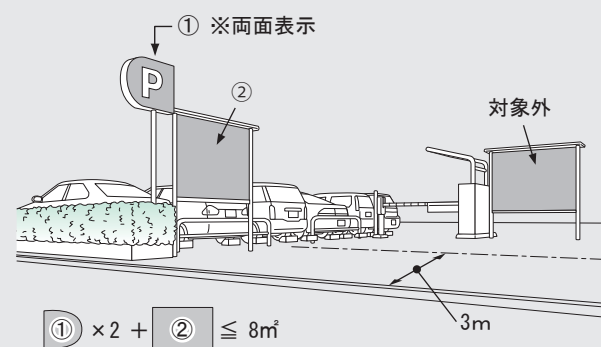
道路（杉村老松線及び国道41号以外）上空に突き出さない。

3 筋
杉村老松線
国道41号
その他の道路

地上広告とは、地上に設置する広告塔、広告板のことをいいます。地上広告は周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。



コインパーキングなど、道路に面した部分の広告の掲出量は最小限とし、周辺の街並みとの調和に努めてください。



$$\textcircled{1} \times 2 + \textcircled{2} \leq 8\text{㎡}$$

60



道路（杉村老松線及び国道41号）上空に突き出すものは、下端の高さを2.5m以上とする。

景観重要建造物などの周辺

61



景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

道路上の広告物

62



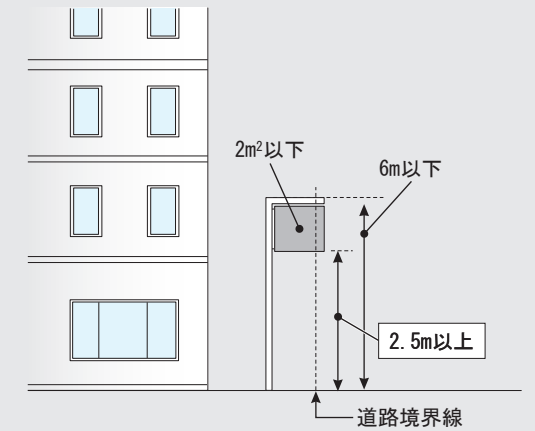
道路に設置される、電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所標識及び、バス停留所上屋については、その設置する目的以外の広告物を表示しない。

63



置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

3 筋
杉村老松線
国道41号
その他の道路



地区内には、景観重要建造物、都市景観重要建築物等、伝統的建造物、保存樹など景観の形成上、地域の景観を特徴づける重要な建築物などがありますので、これらの周辺においてはその建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。

歩道など道路上への広告の掲出を最小限とするために、バス停の名称などの必要な表示以外は掲出しないようにしてください。

置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- 都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- 屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- 都市景観形成地区内において表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合には、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- 都市景観形成地区内で、大規模建築物等（高さ31mを超える建築物等）の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

届出対象とならない行為

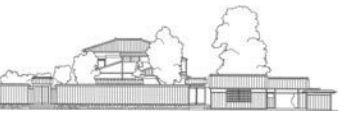
- 通常の管理行為、軽易な行為
- 地下に設ける建築物、工作物の建築等
- 仮設の工作物の建設等
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 消火設備
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
- 景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
- 景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの

- 都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- 修繕等を行う外壁の面積が10㎡以下である建築物又は工作物 など

町並み保存事業の届出について

2ページに示す「白壁・主税・檀木町並み保存地区」内で、建築物等の新築、増改築、除却等を行う場合には、名古屋市町並み保存要綱に定められている届出をお願いします。

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

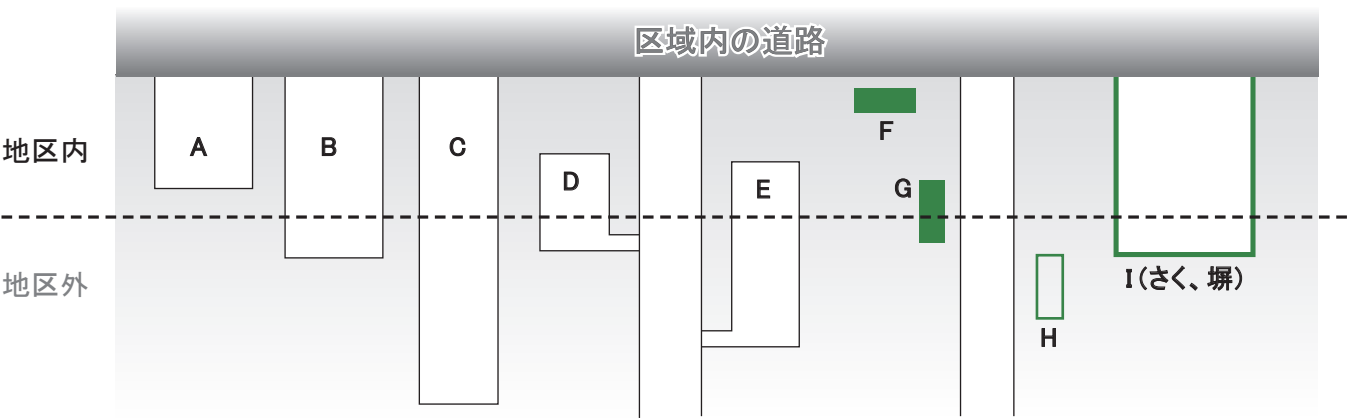
- 敷地が区域内の道路に面しているもの
- 敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 …… 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- 区域内の道路に面しているもの
- 地区内に設置するもの

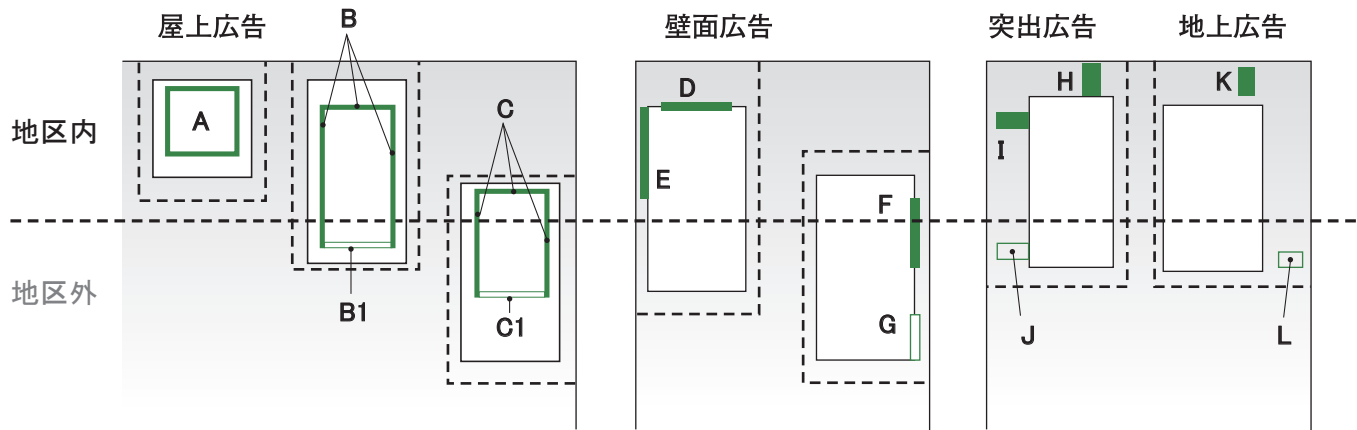
F、G、Iの場合 …… 基準を適用します。
Hの場合 …… 基準を適用しません。



広告物

- 地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

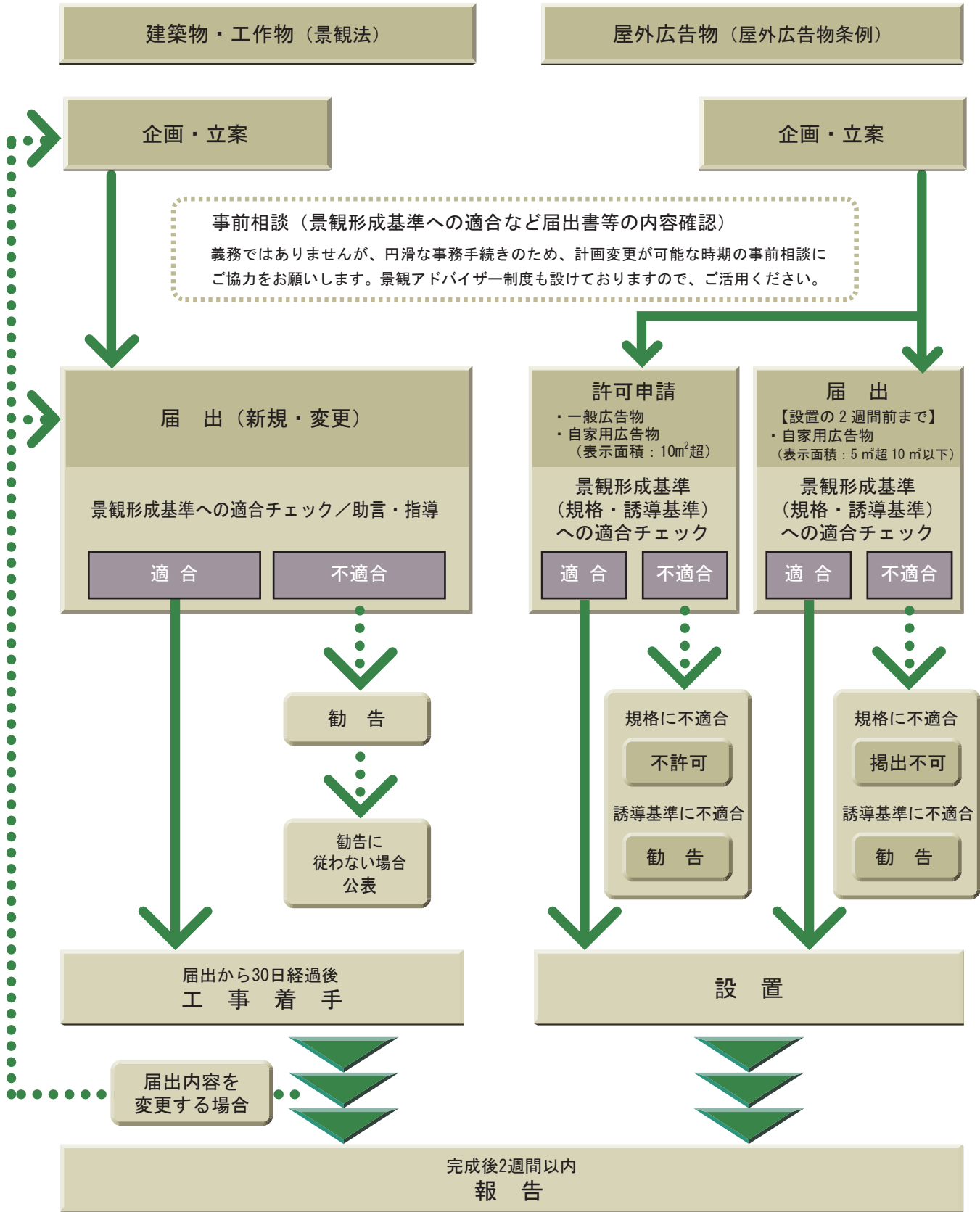
A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



既存のものへの基準の適用

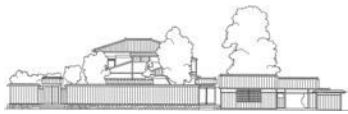
- 平成24年3月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物については、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※ 変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※ 建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
※ 都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

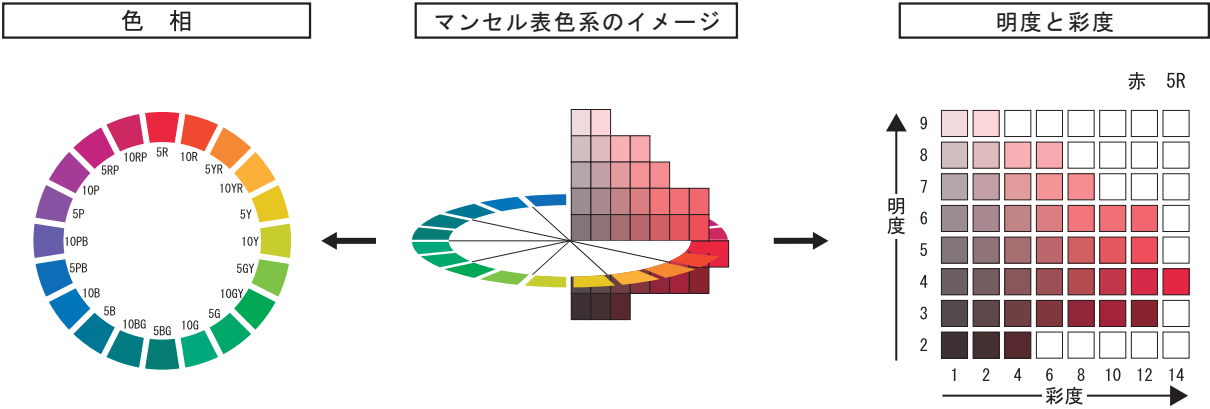
維持管理について



・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は白壁・主税・檜木地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・ **景観法**
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・ **景観計画**
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
- ・ **建築物、工作物、広告物**
建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。
工作物：土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物（建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件を除く。）で、塀、門、駐車場、アンテナ（高さが4m以下のものを除く。）、自動販売機など都市景観条例に定めるものをいいます。
広告物：「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」を指し、内容が営利的な広告かどうかは問いません。
- ・ **色相、彩度**
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色彩を指定することができます。
色相とは赤、緑、青というような色合いの違いのことをいいます。また彩度とは鮮やかさの度合いをいい、一般的に数値が高いものは派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。